八　四国行政評価支局の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
九　広報に関すること（管理官の所掌に属するものを除く。）。
十　四国行政評価支局の保有する情報の公開に関すること。
十一　四国行政評価支局の保有する個人情報の保護に関すること。
十二　四国行政評価支局の行政の考査に関すること。
十三　四国行政評価支局の情報システムの整備及び管理に関すること。
十四　四国行政評価支局の所掌事務に関する政策の評価に関すること。
十五　庁内の管理に関すること。
十六　前各号に掲げるもののほか、四国行政評価支局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（行政相談課の所掌事務）

第二百五十五条　行政相談課は、第二百三十条各号に掲げる事務（首席行政相談官及び主任業務管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（首席行政相談官の職務）

第二百五十六条　首席行政相談官は、第二百三十二条各号に掲げる事務をつかさどる。

（主任業務管理官の職務）

第二百五十七条　主任業務管理官は、命を受けて、第二百三十条各号に掲げる事務（首席行政相談官の所掌に属するものを除く。）のうち四国行政評価支局長の指定する事務をつかさどる。

（主任行政相談官の職務）

第二百五十八条　主任行政相談官は、命を受けて、首席行政相談官のつかさどる職務を助ける。

（評価監視部に置く職）

第二百五十九条　評価監視部に、評価監視官四人を置く。

（評価監視官の職務）

第二百六十条　評価監視官は、命を受けて、評価監視部の所掌事務を分掌する。

（評価監視部の所掌事務）

第二百五十二条　評価監視部は、第二百三十三条第一項各号及び同条第二項に掲げる事務をつかさどる。

（総務課の所掌事務）

第二百五十三条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　四国行政評価支局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
二　四国行政評価支局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
三　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
四　公文書類の審査及び進達に関すること。
五　四国行政評価支局の機構及び定員に関すること。
六　四国行政評価支局の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
七　四国行政評価支局所属の国有財産及び物品の管理に関すること。
八　四国行政評価支局の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
九　広報に関すること。
十　四国行政評価支局の保有する情報の公開に関すること。
十一　四国行政評価支局の保有する個人情報の保護に関すること。
十二　四国行政評価支局の行政の考査に関すること。
十三　四国行政評価支局の情報システムの整備及び管理に関すること。
十四　四国行政評価支局の所掌事務に関する政策の評価に関すること。
十五　庁内の管理に関すること。
十六　前各号に掲げるもののほか、四国行政評価支局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（行政相談課の所掌事務）

第二百五十四条　行政相談課は、第二百二十七条各号に掲げる事務（首席行政相談官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（首席行政相談官の職務）

第二百五十四条の二　首席行政相談官は、第二百二十九条各号に掲げる事務をつかさどる。

（次長）

第二百五十五条　評価監視部に、次長一人を置く。

2　次長は、部長を助け、部の事務を整理する。

（評価監視部に置く職）

第二百五十六条　評価監視部に、評価監視官四人及び管理官一人を置く。

（評価監視官の職務）

第二百五十七条　評価監視官は、命を受けて、評価監視部の所掌事務（管理官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。